

其れを以て其の所持人たる労働者の労働組合員たる事を證明するものである。尙組合は新カードを三ヶ月毎に發行するものあり、又毎月之れをなす者もある。労働組合は常に工場内に於ける労働者が此のカードを所持せるや否やを調査する。之れは工場内に設けてある工場委員と稱するものがやる場合もあり、又労働組合のかゝる事務的の事柄を擔當してゐる係の者がなす事もある。尤も労働組合に依りては此の監視調査を全々雇主に委託して、雇主の使用する事務員に兼任を依頼する場合もないではないが、之れは極めて稀である。更にクロード・ショップの實施にカードの代用としてボタンを使用する労働組合もある。之は一見してすぐ判明するから便利である。

當の所持人でないもの之を借はる事が出来らば弊がある。クロード・ショップ實行の第二制度は所謂差引制と云ふもので、これは雇主が労働者に賃銀を拂渡す前に組合費及其他の組合の經費を差引いて其のものを労働組合の會計係に渡す方法である。これはカード制よりも比較的容易に出來得るが、労働組合は大體に於て此方法を喜ばない傾向がある。其の理由は労働組合が元來自らやるべきかゝる事務を雇主に依頼するは自己の弱點の表徴ともなり、又自動機關としては不正當のやり口である。加ふるに多くの場合に於て雇主は積極的にかゝる方法で其の使用する労働者をして半ば強制的に労働組合員たらしめる事を好まない事にも依る。